

白杵庁舎のあり方検討専門家委員会設置要綱

(設置)

第1条 白杵庁舎のあり方について、有識者に専門的見地から助言・提言を求め、白杵庁舎の改修若しくは新築の方向性を決めるうえで、その公平性・透明性を確保するため、白杵庁舎のあり方検討専門家委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 防災、まちづくりの視点を踏まえた白杵庁舎の基本構想に関すること。
- (2) その他白杵庁舎に関する必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮りこれを定める。

附 則

- 1 この告示は、平成26年10月4日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定に関わらず、この告示の施行後最初に開く委員会の会議については、市長が招集する。